

# 児童保護に関する エホバの証人の方針の概要

2023年11月

## 目次

ページ

I.	概要 .....	1
II.	エホバの証人について.....	3
III.	児童保護に関する方針.....	4

## I. 概要

1. エホバの証人は、いかなる形の児童虐待も容認しません。児童保護の専門家は、エホバの証人が「子どもにとって安全」な組織であり、エホバの証人の児童保護に関する方針やそれがどのように実践されているかを調べた上で、エホバの証人が「児童保護に真剣に取り組んでいる」と認めています。<sup>1</sup> 児童保護に関するエホバの証人の方針は、あらゆる法的要件を満たしているか、それを上回るものです。

- 長老たち（各地にあるエホバの証人のグループの世話役）は、児童が虐待の危険にさらされていると思われる場合はいつでも、当局に報告します。訴えられているのが、親、保護者、その他の誰であってもです。<sup>2</sup>
- 長老は、訴えをしている人にその件を当局に報告する絶対的な権利があるということをはっきり伝えます。
- 長老たちは、被害者とその家族に聖書に基づくサポートを行います。
- 過去に児童を性的に虐待したことのある人が会衆にいる場合、長老たちはその人に注意するよう、未成年の子どもがいる親に伝えます。

---

<sup>1</sup> 例えば、パトリック・パーキンソン教授の2021年8月の専門家意見書93節を参照。

<https://www.childsafety.gov.au/resources/jehovahs-witnesses-2021-progress-report>

2021年6月16日の児童保護専門家イアン・エリオット（イギリス）の意見書、10-14節も参照。

<https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/ukgwa/20221215025025/https://www.iicsa.org.uk/key-documents/26619/view/CJW000126.pdf>

<sup>2</sup> ちなみに、日本の児童虐待の防止等に関する法律の第2条および第6条第1項は、親または後見人として定義される「保護者」による児童虐待を福祉事務所等に通告することのみを義務付けている。

2. 他のほとんどの宗教とは異なり、エホバの証人は子どもを親から引き離すような活動を行っていません。それで、児童保護に関する専門家たちは、エホバの証人が会衆の活動の中で性的虐待を受けるリスクは「非常に低い」と報告しています。<sup>3</sup>

3. エホバの証人は、以下の通り、長老だけでなく会衆の全ての人が児童保護に関する方針を知ることができるようにしています。

- 2017年の夏、日本（および世界）のエホバの証人の全会衆の人たちは3日間の大会に出席し、「『よこしまなこと』から子どもを守る」という話を聞き、親が子どもを性的虐待などの危険から守るための措置を講じることの大切さを改めて学びました。その話では、子どもを虐待から守るためにできることを説明した3分のビデオが上映されました。<sup>4</sup>
- 2019年7月、日本（および世界）のエホバの証人の全会衆は、3回の集会で各1時間を費やして、「ものみの塔」2019年5月号にまとめられている児童保護に関するエホバの証人の方針を討議しました。<sup>5</sup>
- 世界中のエホバの証人は、2020年<sup>6</sup>と2021年<sup>7</sup>に、個人や家族の崇拝に使っている「毎日聖書を調べる」という冊子に基づいて毎日の聖句を考える際、「ものみの塔」2019年5月号の要点を何十回も復習しました。
- こうした取り組みは今に始まったことではありません。エホバの証人は40年以上にわたり、何百もの言語で何十もの記事やビデオを出版し、子どもを虐待から守る方法について、親とその子どもたちに、子どもの年齢に応じた、明確で実際に役立つ情報を提供してきました。<sup>8</sup>（例えば、「[お子さんを守ってください](#)」という2分間のビデオをご覧ください。

4. 児童保護の専門家たちは、エホバの証人がこの重要なテーマに関して出版している資料が明確で率直であることを評価し、こう書いています。「会衆にいる大人に対しても子

---

<sup>3</sup> パーキンソン教授の専門家意見書, 5(c), 31, 34, 45, 89, 93 節。  
<https://www.childsafety.gov.au/resources/jehovahs-witnesses-2021-progress-report>

<sup>4</sup> [https://www.jw.org/finder?srcid=share&wtlocale=J&lank=pub-jwbcov\\_201705\\_7\\_VIDEO](https://www.jw.org/finder?srcid=share&wtlocale=J&lank=pub-jwbcov_201705_7_VIDEO)

<sup>5</sup> 「ものみの塔」2019年5月号, 研究記事 18 から 20, 2-20 ページで討議された。  
<https://www.jw.org/finder?wtlocale=J&issue=2019-05&pub=w19&srcid=share>

<sup>6</sup> <https://www.jw.org/finder?wtlocale=J&pub=es20&srcid=share>

<sup>7</sup> <https://www.jw.org/finder?wtlocale=J&pub=es21&srcid=share>

<sup>8</sup> 「ものみの塔」2019年5月号の12ページにある「親子で学びましょう」の囲みにあるリストを参照。  
<https://www.jw.org/finder?wtlocale=J&docid=2019405&srcid=share>

どもに対しても、児童の性的虐待に関する教育に真剣に取り組んでいる。…… [エホバの証人は] ほとんどの主要な (宗教) 教派よりも、会衆の全員に対して児童の性的虐待についてよく教育している」。<sup>9</sup>

## II. エホバの証人について

5. エホバの証人は世界的なキリスト教団体であり、信者数は 870 万人を超え、2000 万人以上が集会に出席しています。エホバの証人はさまざまな職業の人で構成されています。そして、法律を守り、平和的な市民であることが世界中で知られています。日本には 21 万 4000 人以上のエホバの証人がおり、31 万人以上が集会に出席しています。エホバの証人は、世界のほとんど全ての国や地域で活動しています。

6. 他の宗教と同じように、エホバの証人は聖典に基づく信条を持ち、集会やその他の宗教活動を行っています。

7. 日本や世界のエホバの証人は、地域の人口や崇拝の場所の収容能力に応じて、50 人から 150 人ほどの会衆に組織されています。

8. 各会衆には長老団があり、集会で教えるなどして、会衆の人たちの信仰を強めています。長老たちは聖職者階級とは異なります。宗教的な特徴を持つ服など、外見で長老であることを示すような物を身に着けることはありません。長老という語が肩書きや敬称として使われることはありません。長老たちは宗教的な奉仕に対して報酬を受けることはありません。その多くは一般の仕事に就いているか引退しており、家族を世話する責任を果たしています。長老が任命される組織上のプロセスは時代とともに調整されてきましたが、いつも聖書に記されている資格に焦点を当てられてきました。<sup>10</sup> 長老を構成する個々の長老の数は会衆によって異なります。一般の手続きであれ宗教的な手続きであれ、子供を虐待したことが明らかになった人は、長老として任命されません。

9. エホバの証人の会衆は毎週 2 回集まり、神を崇拝し、聖書を学び、歌い、信仰を表明し、仲間や他の人たちを励まします。エホバの証人の**集会**は一般に公開されており、エホバの証人でなくても出席できます。ほとんどのエホバの証人 (長老を含む) は、週に数時間しか宗教活動を行っていません。ほとんどの時間は、他の日本人と同じように、仕事、学校、通勤、家族の世話、家の仕事、さまざまな趣味、遊び、スポーツなどに費やしています。

---

<sup>9</sup> パトリック・パーキンソン教授の専門家意見書, 64, 65 節  
<https://www.childsafety.gov.au/resources/jehovahs-witnesses-2021-progress-report>

<sup>10</sup> 聖書のテモテ第一 3:1-7, テトス 1:5-9, ペテロ第一 5:2, ヤコブ 3:17, 18

10. **王国会館**は、エホバの証人が集会を行う、機能的でシンプルな会場です。どの王国会館でも、主な会場で聖書教育のための様々なプログラムが行なわれます。補助会場が設けられている王国会館もあります。

11. エホバの証人は、全国的にも会衆内にも、託児所、保育所、日曜学校、青年会や青年部など、子どもを親から引き離すような活動をしていません。また、学校、孤児院、子どもの世話や保護の責任を組織が負う在宅保育などの活動も行っていない。また、合唱団、キャンプ、遠足、スポーツ、野外散策、パーティーなど、子どもたちのための課外プログラムや活動を主催したり後援したりすることはありません。このことは、子どもたちに宗教的な教育を行う聖書に基づく責任があるのは両親だけであり、他の人が親のそうした役割を奪ったり引き受けたりしてはならないという、聖書の教えに関するエホバの証人の理解に基づいています。

12. エホバの証人は児童虐待から子どもを守るために、日本の通告義務に関する法律を守ることを含め、政府と法律に従うべきと考えています。エホバの証人は、児童に対する性的虐待の加害者をかばうことはしません。宗教的な面でも法的な面でも当人の行動の結果から守ることはしません。

### **III. 児童保護に関する方針**

13. エホバの証人は宗教団体として、児童に対する性的虐待という問題が自分たちと無関係ではないことを認識しています。この深刻な問題に根本から対処するため、会衆の長老たち、信者、保護者に対して、聖書に基づく役立つアドバイスを与え、児童への性的虐待に関する教育を継続的に行ってきました。

14. 1980年代初めから、「目ざめよ！」誌と「ものみの塔」誌<sup>11</sup>、聖書に基づく出版物や動画<sup>12</sup>、などを通して、エホバの証人は児童に対する性的虐待という犯罪からどのように子どもたちを守るかについて、時代に合った明確で役立つアドバイスを与え、教育を行っています。こうした資料は何百もの言語で何百万部も配布されてきました。

15. エホバの証人は 2018 年に、既存の方針や慣行を含む児童保護に関する世界的な方針を公表しました。その方針は、以下の主要な文書で構成されています。（以下「児童保護方針」と言う。）この方針は、一般に入手できる以下の資料に基づいています。

- 「児童保護に関するエホバの証人の聖書的立場」という文書（以下「聖書的立場」と言う）。エホバの証人の公式ウェブサイト [www.jw.org](http://www.jw.org) で公開され、世界中の全ての信者と一般の人々が閲覧できます。<sup>13</sup>
- 「ものみの塔」研究用、2019年5月号、研究記事 18 から 20。これらの記事は全ての信者を対象としており、「聖書的立場」について詳しく説明しています。

16. これらの主要な文書は対象となる読者が理解できる言葉や表現で書かれており、信者は児童保護方針を容易に理解し、その根底にある聖書の原則を把握することができます。これらの主要な文書は、信者に最大限の動機付けと影響を与えるため、聖書に基づいて作成されています。

---

<sup>11</sup> 例えば、以下を参照。

「ものみの塔」1984年1月1日号、「近親相姦の被害者に対する援助」

<https://www.jw.org/finder?wtlocale=J&docid=1983727&srctype=wol&srcid=share>

「目ざめよ！」1991年10月8日号、「児童虐待の無実の犠牲者」、「児童虐待が残す秘められた傷」

<https://www.jw.org/finder?wtlocale=J&docid=101991721&srctype=wol&srcid=share>

<https://www.jw.org/finder?wtlocale=J&docid=101991722&srctype=wol&srcid=share>

「目ざめよ！」1993年10月8日号、「お子さんは危険にさらされています!」、「家庭での予防」

<https://www.jw.org/finder?wtlocale=J&docid=101993721&srctype=wol&srcid=share>

<https://www.jw.org/finder?wtlocale=J&docid=101993725&srctype=wol&srcid=share>

「目ざめよ！」2007年10月号、「子どもをどのように守るか」

<https://www.jw.org/finder?wtlocale=J&docid=102007362&srctype=wol&srcid=share>

「性について子どもにどのように教えたらよいですか」（2015年）

<https://www.jw.org/finder?wtlocale=J&docid=502013293&srcid=share>

<sup>12</sup> 例えば、「お子さんを守ってください」というビデオを参照。

[https://www.jw.org/finder?srcid=share&wtlocale=J&link=pub-pk\\_17\\_VIDEO](https://www.jw.org/finder?srcid=share&wtlocale=J&link=pub-pk_17_VIDEO)

<sup>13</sup> <https://www.jw.org/finder?wtlocale=J&docid=1013165&srcid=share>

17. 以下は児童保護方針の主な点です。（全てを網羅してはいません。）

- 子供たちを性的虐待から守るという決意表明。<sup>14</sup>
- 児童虐待の定義。虐待の兆候を見逃さない。<sup>15</sup>
- 児童虐待について当局に通報する権利に加えて、信者が会衆内の誰に児童虐待の訴えをすることができるか。<sup>16</sup>
- 長老が当局に通報すべきかどうかの判断基準を含む、訴えへの即時対応。<sup>17</sup>
- 被害者と保護者は、児童虐待について直接当局に通報する権利について知らされる。<sup>18</sup>
- 被害者とその家族に対する聖書に基づくケア。<sup>19</sup>
- 会衆の未成年の子供を持つ親は、未成年者を性的に虐待した会衆の人に注意するよう伝えられる。<sup>20</sup>

18. 以下の8つのステップは、エホバの証人が宗教団体として児童への性的虐待の訴えにどう対応するかがまとめられています。ステップ1から4は、児童保護に関する方針と直接関係しています。ステップ5から8は、エホバの証人が組織として、児童への性的虐待を行った信者を除名（排斥）すべきかどうかを決定するために従うプロセスです。

ステップ1：児童への性的虐待の訴えがあった場合、会衆の長老団のうち2名の長老が直ちにエホバの証人の日本支部に電話し、法律で義務付けられている当局への通報について、状況に応じたアドバイスを求めます。

また支部は、長老たちにオンラインで確認できる「聖書的立場」の方針に従うようアドバイスします。その文書の4節にはこうあります。「児童虐待の被害者も親も、その件を当局に通報する権利を持っています。この点に例外はありません。その件を長老たちに訴えたのが被害者であれ親であれ他の誰であれ、長老たちは、その件を当局に通報する権利がその人にあ

---

<sup>14</sup> 「聖書的立場」（1-3節）、「ものみの塔」研究用、2019年5月号8-10ページ1-9節。

<sup>15</sup> 「聖書的立場」の「定義」。

<sup>16</sup> 「聖書的立場」（4節）、「ものみの塔」研究用、2019年5月号10ページ13-14節。

<sup>17</sup> 「聖書的立場」（5節）、「ものみの塔」研究用、2019年5月号11ページ13節。

<sup>18</sup> 「聖書的立場」（4節）、「ものみの塔」研究用、2019年5月号10ページ14節。

<sup>19</sup> 「聖書的立場」（8節）、「ものみの塔」研究用、2019年5月号8-13ページ1-21節。

<sup>20</sup> 「ものみの塔」研究用、2019年5月号13ページ18節。

るということをはっきり伝えます。誰かが当局に通報したとしても、長老たちはその人を批判しません」。

ステップ 2： 支部は、被害者を継続的にケアすることも含め、長老たちに聖書に基づく指示を与えます。

当局に通報する法的義務が長老たちにない場合でも、支部はその件について長老たちと一緒に検討し、当局に通報した方がよいと思われる付加的な要素があるかどうかを判断します。もしあるなら、目撃者または訴えている人が 1 人しかいない場合でも、長老たちは当局に通報するよう指示され、報告の方法について指導を受けます。

ステップ 3： 長老たちが当局に通報すべきと判断された場合、長老たちは直ちに通報してその旨を支部に知らせるように指示されます。

また長老たちは、報告書を作成する際に、告発された人の氏名が分かっている場合にはその氏名を含め、訴えに関する情報をできるだけ詳しく当局に提供するようアドバイスを受けます。

ステップ 4： 長老たちは、被害者（成人の場合）とその家族を聖書を使って継続的にサポートします。被害者の性別によっては、長老たちは経験豊かな女性信者のサポートを受けることもあります。<sup>21</sup>

ステップ 5： 上記のステップを踏んだ後、長老たちは聖書の基準に基づいて訴えを立証する十分な証拠があるかどうかを別途検討します。これはあくまでも、告発された人が除名されるべきかどうかを判断するためのものであり、当局への通報がなされるかどうかとは関係ありません（上記のステップ 2 と 3 を参照）。

警察が捜査中であるなら、警察が犯罪の初期捜査を行うのに十分な時間が取れるまで、長老たちは会衆としてのプロセスを中断または延期する場合があります。

ステップ 6： 会衆の長老たちが、聖書に照らして重大な罪が犯されたといえる十分な証拠があると判断した場合、3 人の長老から成る審理委員会が設けられます。その委員会が、罪を犯した人が聖書的に見て悔い改めていないと判

---

<sup>21</sup> 被害者はメンタルヘルスの専門家などの医療関係者に相談することにするかもしれない。長老たちによるサポートはそれに加えて行われる。「聖書的立場」（8 節）、「ものみの塔」研究用、2019 年 5 月号（17 ページ、脚注）を参照。

断した場合、その人は除名されます。会衆に対して、「[その人の氏名]さんは、エホバの証人ではなくなりました」という発表が行われます。

被害者が加害者と相対するよう求められることは決してありません。エホバの証人が、児童への性的虐待の訴え（立証されていないとしても）をした人に対して、審理処置を取ることはありません。エホバの証人は、被害者を避けるよう教えるはいません。全く対照的に、何十年もの間出版物の中で強調してきたように、被害者を慰め、支える必要があると教えています。「ものみの塔」2019年5月号の1つの記事全体が、児童への性的虐待の被害者を慰め、支えるというテーマを取り上げています。この記事は、世界中の全ての会衆で、2019年7月に行われた集会で詳しく討議されました。<sup>22</sup>

ステップ7：罪を犯した人が聖書の基準に照らして悔い改めていると審理委員会が判断した場合、会衆に対して「[その人の氏名]兄弟（または姉妹）は、戒めを受けました」という発表がなされます。その後長老たちは、以下の段落で述べるように、会衆の未成年の子供たち全員の親と個別に会い、罪を犯した人について知らせます。

以下の場合に、特定の信者に制限が課され、警告を与えられます。（1）児童への性的虐待の罪を犯した信者が悔い改め、会衆にとどまると決定された場合、（2）児童への性的虐待のために除名された人がエホバの証人として復帰した場合、（3）児童への性的虐待の告発を否認している信者が、当局によって児童への性的虐待の有罪判決を受けた場合、（4）地域社会や会衆によって児童虐待者と見なされている人がエホバの証人になった場合。

制限や警告には、長老たちが以下のことを行うことが含まれます。（1）罪を犯した人に、未成年者との危うい状況を避けるよう強く警告すること、（2）罪を犯した人に、会衆内での責任や務めを与えることがあるとしても、何十年かは与えないこと、（3）罪を犯した人に、エホバの証人の伝道活動に参加する資格がない可能性があることや、後に資格を得た場合にも、「[伝道活動]に参加する時は毎回、当人の活動の制限について知っ

---

<sup>22</sup> 「ものみの塔」研究用、2019年5月号、「虐待の被害者を慰める」（14-20 ページ。<https://www.jw.org/finder?wtlocale=J&docid=2019400&srcid=share>) 被害者を慰め、支えることの大切さは、エホバの証人の出版物の中で繰り返し強調されてきた。一例として、「目ざめよ！」1993年10月8日号、14 ページ、「子供時代に痛手を負った大人を慰める」を参照。<https://www.jw.org/finder?wtlocale=J&issue=1993-10-08&pub=g93&srcid=share>

ている長老に同伴してもらう必要がある」ことを伝えること、(4) 会衆にいる未成年の子供たち全員の親（またその後に会衆に転入してくる未成年の子供を持つ家族）と面会し、子供たちが決して罪を犯した人と 2 人きりにならないように注意し、子供を性的虐待から守ることについてエホバの証人が発行した教材を復習するよう勧めること。

保護者に注意を促す際、長老たちは被害者を特定するような情報は一切伝えません。

制限事項の有効期限は無期限で、罪を犯した人が世界中のどの会衆に移転した場合にも適用されます。それには、新しい会衆の長老たちが未成年の子供たちの親と直接会い、罪を犯した人について知らせることも含まれます。罪を犯した人が制限に従わない場合、除名されることがあります。

ステップ 8：罪を犯して除名された人は、復帰を申請できます。児童への性的虐待の場合、長老たちは十分な時間（通常は何年も）が経過している場合に限り、そのような申請について検討します。長老たちは、罪を犯した人が聖書の基準に照らして悔い改めていると判断した場合、その人をエホバの証人として復帰させるという決定を下すかもしれません。そのような場合は例外なく、上記のステップ 7 にある制限や警告の対象となります。

19. それで、長老たちが児童への性的虐待の訴えを知った場合、長老たちがまずすべきなのは、支部事務所に連絡することです。訴えが当局に確実に通報されるようにするためです。（上記のステップ 1 から 4）

20. こうした重要なステップを踏んだ後、長老たちは加害者（エホバの証人の 1 人である場合）を除名すべきかどうかを検討します。（上記のステップ 5 から 8）繰り返しますが、この宗教上のプロセスは、当局による問題の扱いに代わるものではありません。あくまでも宗教上、教理上のプロセスであり、聖書の基準に基づいて、加害者を除名すべきかどうかを判断するためのものです。